

介護保険サービス事業者等集団指導

令和6年6月
大分市指導監査課

はじめに

日頃から大分市の介護保険行政にご協力いただきありがとうございます。

当資料では、大分市で実施している指導監査業務の内容や、事業を運営していくにあたって留意すべき点などを簡潔にまとめています。

事業者におかれましては、これをお読みにになりましたら各事業所および全職員にご周知いただき、適正なサービス提供を行ってください。

なお、当資料の閲覧後は、アンケートを必ずご提出ください。

※今年度よりアンケートの回答方法を変更しています。

目次

1. 指導監査について・・・P4
2. 指導について・・・P5～7
3. 監査について・・・P8～10
4. 業務管理体制の整備について・・・P11～21

1. 指導監査について

指導監査には「指導」と「監査」があり、国の示す指針等に基づき、実施しています。

「指導」には「集団指導」と「運営指導」があり、いずれも介護保険施設等の適正な運営確保のために行います。

「監査」は、著しい基準違反や、不正請求、高齢者虐待等が認められる又はそのおそれがある場合に現地に立ち入って検査を行います。

2. 指導について

○集団指導

介護保険制度の趣旨・目的の理解を図り、適正な運営等について指導（周知徹底）を1年に1回以上行っています。大分市においては、大分市ホームページへ資料を掲載し、受講確認のためアンケートを回答していただく形で行っています。

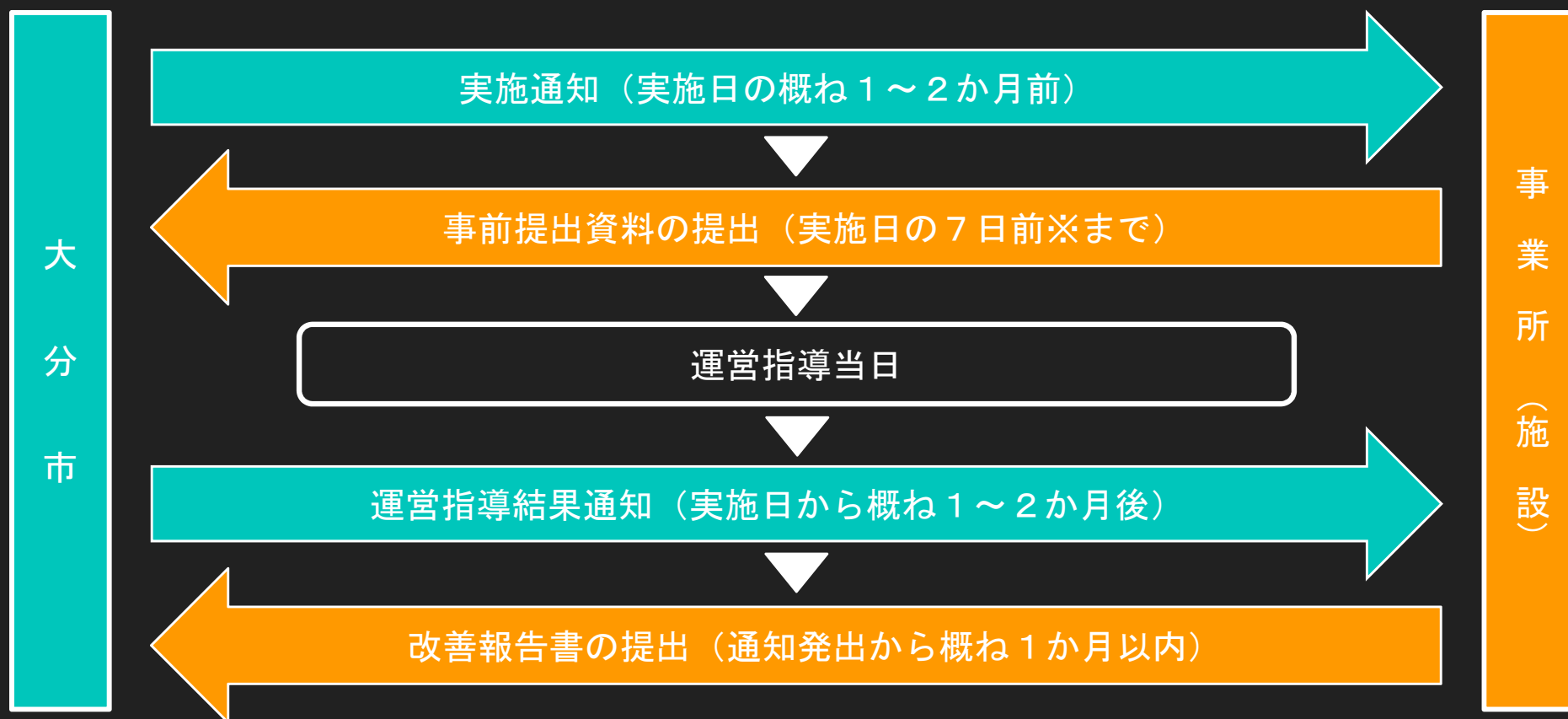
2. 指導について

○運営指導

全事業所（施設）を対象とし、原則として指定（許可）有効期間内に少なくとも1回以上※、事業所（施設）にて行います。現地では、関係書類等の確認及びヒアリングを行い、運営基準や介護報酬の算定要件を満たしていない等の場合、適正な運営を指導し、誤った請求となっていれば過誤調整を行うよう指導します。

※特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（以下「特養」という。）については、法人指導監査に併せて3年に1回実施

～運営指導の流れ～



3. 監査について

○監査

人員、設備および運営基準等の著しい基準違反が認められる場合や、不正請求、不正な手段による指定及び高齢者虐待等が行われている場合、またはその疑いがあると認められる場合に監査を実施します。監査の結果によっては改善命令や事業運営の停止、または指定取消処分等の行政処分を命じ、公正かつ適切な措置を採ります。

○指定取消処分事例

◆介護報酬の不正請求

- ◇サービスを提供していないにもかかわらず、サービスを提供したとする提供記録を作成し介護給付費を不正に請求した。
- ◇サービス提供記録がないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求した。

◆不正な手段による指定

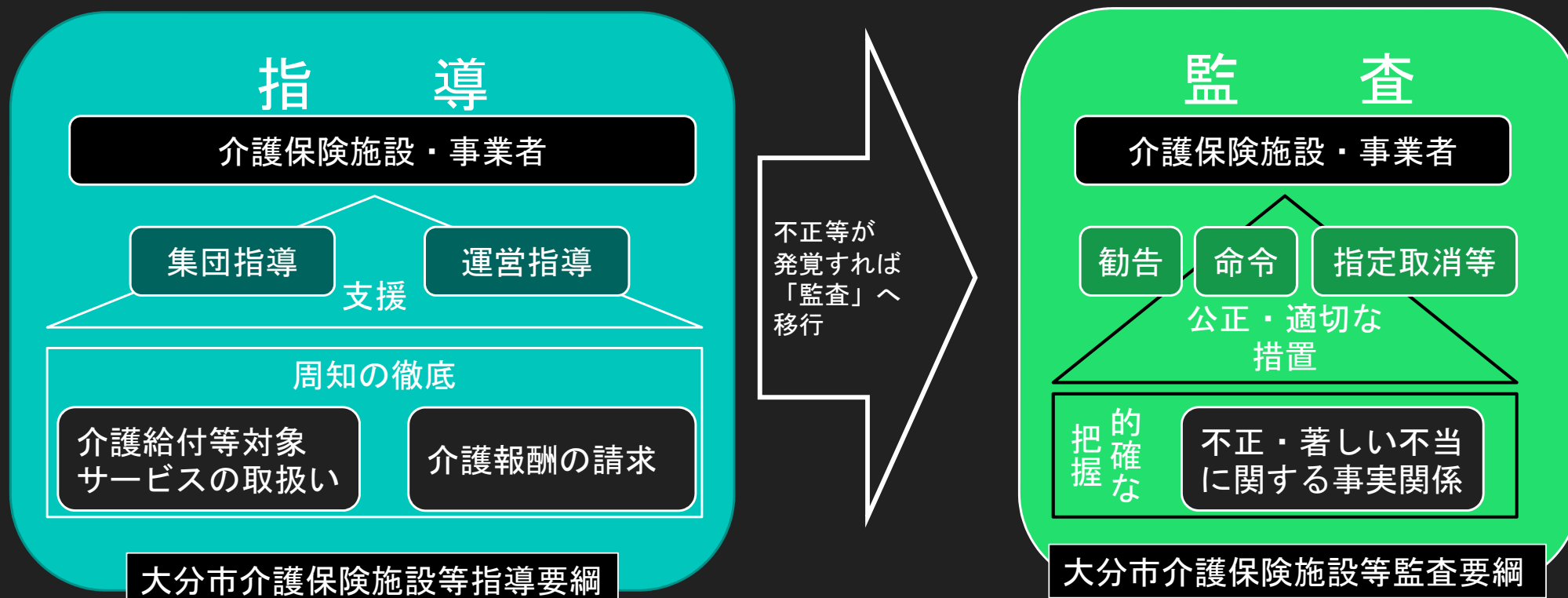
- ◇指定更新申請時に、職員の出勤日を水増しし、基準を満たしていると虚偽の書類を提出し、指定更新を受けた。
- ◇指定申請時に、勤務する予定のない職員を記載し、基準を満たしていると虚偽の申請を行い、指定を受けた。

～介護保険制度における介護保険施設・事業者に対する指導監督～

※厚労省老健局資料より引用

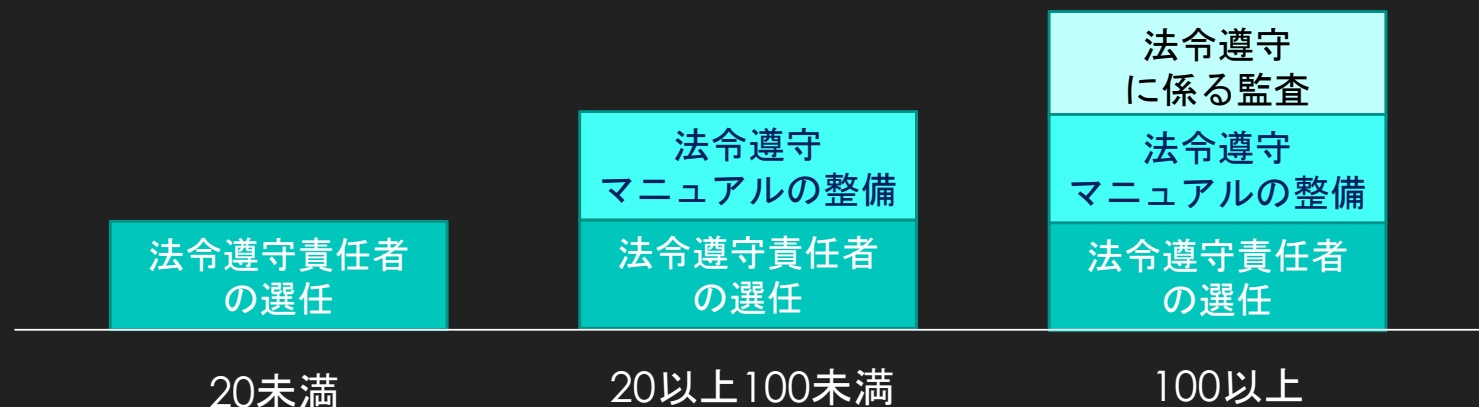
介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保・法令等に基づく適正な事業実施

介護給付等対象サービスの質の確保 + 保険給付の適正化



4. 業務管理体制の整備について

法令遵守の義務の履行を確保するため、事業者に対しては業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護保険事業運営の適正化を図っています。整備の内容については、指定又は許可を受けている事業所数等（医療みなし事業所除く）によって異なり、以下の図の通りです。



～法令遵守責任者とは～

何らかの資格等を求めるものではありませんが、**少なくとも介護保険法（以下「法」という。）及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者**としてください。

法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。

なお、代表者自身が法令遵守責任者となることも可能です。

～法令遵守マニュアルとは～（※事業所等の数20以上100未満の事業者）

事業者の従業員に、少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込んだものとしてください。

例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や、標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に則したものを作成してください。

～法令遵守に係る監査とは～（※事業所等の数100以上の事業者）

医療法、社会福祉法、会社法等の規定に基づき、その監事又は監査役、監査委員会等が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確認する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもってすることができます。

また、当該監査は、内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法によることも可能です。

業務管理体制の届出①

◆届出が必要なとき

- ①初めて介護サービス事業所の指定等を受ける場合
- ②届け出た後に事業所等の指定や廃止等に伴い、届出先区分や届出内容に変更が生じたとき
→のちほど解説しますが、指定等を受けている事業所等の数によって、届出先や届け出る内容が変わります。
- ③代表者や法令遵守責任者等に変更が生じたとき

業務管理体制の届出②

◆届出すべき事項

- ① 事業者の名称、所在地、代表者氏名等
- ② 「法令遵守責任者」の氏名等
- ③ 「法令遵守マニュアル」の概要 (※事業所等の数20以上100未満の事業者)
- ④ 「法令遵守に係る監査」の概要 (※事業所等の数100以上の事業者)



※①②については全ての事業者。事業所等の数により③、④の届出も必要となる。

業務管理体制の届出③

「業務管理体制の整備に関する届出システム」での電子申請等による届出も可能となっています。届出に関しては、詳しくはそれぞれの届出先にお問い合わせください。

◆届出書の届出先

区分	届出先
① 指定事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所等が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所等が同一指定都市内にのみ所在する事業	指定都市の長
④ 指定事業所等が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

業務管理体制の確認検査

届出を受けた行政機関は、業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、定期的に「**一般検査**」を実施します。

また、事業所等の指定等取消処分相当事案や利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす事案等が発覚した場合には、業務管理体制の確認や問題点の検証、取消処分相当事案への組織的関与の有無等を検証するために「**特別検査**」を実施します。

～業務管理体制の「一般検査」とは～

一般検査とは、事業者が整備した業務管理体制について、定期的にその運用実態の報告を求め、有効に機能する仕組みとなっているか確認し、事業者の自主的な改善に向けて助言を行います。

検査については、概ね6年に一度、書面もしくは面談にて実施します。

～業務管理体制の「特別検査」とは～

特別検査とは、指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合等に、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無等を検証するものです。

検査については、当該事業所等へ立ち入り検査を実施します。
組織的関与が認められた場合、組織は連座責任を負うことになります。

おわりに

指導監査課では、事業者の不正を暴くためではなく、事業者において、基準の遵守や利用者を第一に考えた適正なサービスが提供されているかを確認し、改善できる事項について指導をしています。

適正な運営を心掛けていれば、運営指導は怖いものではありません。監査により行政処分を受けないためにも、基準の遵守、事業所運営、報酬請求等で不安や疑義が生じた場合は、速やかに大分市へご相談ください。

また、事業所において業務管理体制の整備を行わず、法令等が遵守できていなければ、指定等の取消処分はおろか、利用者等の生命に関わる問題にも発展するかもしれません。また、不正等に組織的関与が認められれば「連座制」の適用により他の事業所運営への影響も計り知れません。

事業者においては、適正な事業の運営、利用者等の保護の観点から、常日頃より法令等を遵守することに高い意識を持ち、組織的に取り組むことが重要であることを忘れないでください。